

令和8年 第2回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和8年2月25日(水) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	金窪 実	○
3	熊倉 豊	○	4	—	—
5	先崎 敦子	○	6	日下部 好克	○
7	並木 孝之	○	8	渡邊 繁	○
9	島村 忠雄	○	10	関根 武男	○
11	深井 一郎	—	12	伊草 俊行	○
13	岡村 由紀江	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	3条の許可に伴う営農計画書の審議について
日程第3	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	農地法第3条の規定による許可の取消について
日程第5	議案第5号農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局

農地調整担当主査
農地調整担当主事
農地調整担当主事

友部 啓介
杉本 花英
阿久津 実里

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

皆さん、こんにちは。

総会につきましては効率よく進めたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、12名でございます。欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「12番 伊草委員」と「13番 岡村由紀江委員」を指名します。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第2号「**3条の許可に伴う営農計画書の審議について**」を上程いたします。

それでは、事務局説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、御説明いたします。

こちらは、前回皆様にお配りした営農計画書の審議となります。詳細につきましては、お手元の議案書等の資料またはモニターを御覧ください。

今回の案件に関しては、皆様からの御質問・御意見はございませんでしたので、そのまま審議に移らせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上で説明を終了させていただきます。

(会長)

それでは今回の案件について御審議をお願いいたします。

御意見無いようでございます。それではこの件に関しまして、「申請者については3条許可见込み有」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

<全員挙手>

(会長)

全員挙手とのことですので、この件については「申請者については3条許可见込み有」とすることといたします。

(会長)

続きますして、日程第3・議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」上程いたします。今月は2件案件がございます。それでは事務局説明お願いいたします。

(事務局)

それでは、1件目について御説明いたします。

申請地は、■■■地内の田1筆で面積は991㎡でございます。譲受人譲渡人ともに宮代町にお住まいの方です。権利の移転形態は、「所有権移転」です。

詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御参照ください。

本申請の経緯について御説明いたします。

譲受人は、申請地の両脇に農地を所有しており、申請地と一体的に利用したいと考え、譲渡人と話し合った結果、今回の申請に至ったとこのことです。

農地を耕作農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第3条の許可申請」に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図を御覧ください。■■■■■■■■■■に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。

現況写真はこちらです。

譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、水稻を作付けする計画となっております。

申請地の現況につきましては、以上です。

次に、譲受人の耕作状況について御確認頂きます。

譲受人の経営農地は、宮代町内に37筆、総面積は18,889㎡になります。

事前に事務局において、耕作農地の全てについて調査を行い、現況を確認しておりますが、皆さまにも現在の耕作状況について、御確認していただきます。

<現状の確認>

譲受人の耕作地の説明は、以上となります。

最後に、農地法第3条第2項に基づく判断基準4点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。

今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかどうかの視点で判断する必要があります。申請書においてはトラクター、田植機、コンバイ

ン、乾燥機を各1台所有しており、本人と世帯員が耕作する旨の記載がありました。

2点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。

今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、申請書には本人、配偶者、母親が年間60日、父親が190日従事と記載されておりました。

3点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で2件目の説明を終了させていただきます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、ご審議願います。

(■番 ■■委員)

先ほど事務局、会長、■番■■委員と現地を確認して参りました。特に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(■番 ■■委員)

地元委員です。現地を確認しましたが、草刈りが行われており、特に問題ないと考えます。よろしくお願いいたします。

(会長)

この件につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

挙手全員とのことですので、この件につきまして、「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、2件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、2件目について御説明いたします。

申請地は、■■■■■■■■■■地内の田1筆で面積は1,018㎡でございます。譲受人譲渡人ともに宮代町にお住まいの方です。権利の移転形態は、「所有権移転」です。

詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御参照ください。

本申請の経緯について御説明いたします。

譲受人は、申請地と隣接した農地を所有しており、申請地と一体的に利用したいと考え、譲渡人と話し合った結果、今回の申請に至ったとのこと。農地を耕作農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第3条の許可申請」に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図を御覧ください。■■■■■■■■■■に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。

現況写真はこちらです。

譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、水稻を作付けする計画となっております。

申請地の現況につきましては、以上です。

次に、譲受人の耕作状況について御確認頂きます。

譲受人の経営農地は、宮代町内に6筆、総面積は2,111㎡になります。

事前に事務局において、耕作農地の全てについて調査を行い、現況を確認しておりますが、皆さまにも現在の耕作状況について、御確認していただきます。

<現状の確認>

譲受人の耕作地の説明は、以上となります。

最後に、農地法第3条第2項に基づく判断基準4点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。

今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかどうかの視点で判断する必要があります。申請書においてはトラクターを1台所有しており、本人と世帯員が耕作する旨の記載がありました。

2点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働

いているか否かが判断基準となります。

今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、申請書には本人が年間 360 日、世帯員が 90 日従事と記載されておりました。

3 点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4 点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第 3 条第 2 項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で 2 件目の説明を終了させていただきます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、ご審議願います。

(■番 ■■委員)

先ほど事務局、会長、■番■■委員と現地を確認して参りました。特に問題ないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(■番 ■■委員)

地元委員です。申請について特に問題ないと考えます。よろしくお願いいたします。

(会長)

この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

挙手全員とのことですので、この件に関しまして、「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第 4・議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可の取消について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

令和7年7月25日開催の農業委員会の総会において承認された農地法第3条の規定による許可について取消願が提出されました。

譲受人は、宮代町内の方です。取消願の申請地は、■■■地内の畑2筆で、面積は合計18.96㎡です。

それでは取消理由について御説明いたします。譲受人は、譲渡人が居住する住宅の隣地で耕作を営んでおり、譲渡人の住宅に隣接する農地も一体的に取得し農業を営む目的で3条許可の申請をされました。しかしその後、測量図等と照らし合わせ確認をしたところ、今回申請した農地については、譲渡人の住宅の敷地の中に入っていた農地であることが判明したそうです。今後について双方で話し合いを行ったところ、譲渡人が管理を引き続き継続することが決まったため、今回の取消申請に至ったとのことです。

申請地の位置図・案内図についてはモニターを御覧ください。

説明は以上となります。御審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、ご審議願います。

この件に関しまして「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

挙手全員とのことですので、この件に関しまして、「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第5・議案第5号「農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を上程いたします。

今月は新規の案件が19件、更新の案件が140件ございます。全案件の説明終了後まとめて御審議願います。

また、案件の中に本日出席いただいている農業委員に係る案件がございます。「宮代町農業委員会会議規則」第11条の「議事参与の制限」に該当することから、案件の説明・審議の際はご退席いただくことになるため、議事参与の制限に該当する案件から説明・審議を進めさせていただきたいと思っております。それ以外の審議については、該当する案件の説明終了後まとめて審議願います。

それでは、まず44番から46番までの案件が■■委員に係る案件になります

ので、恐縮ですが■■■委員退席願います。

<■■■委員 退席>

それでは事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、ご説明いたします。

本議案は、宮代町が農地中間管理機構へ提出いたします、別紙「農用地利用集積等促進計画(案)」に対しまして、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を聴くものとされておりますことから、意見を求めるものでございます。

それでは、お手元の議案書の「農用地利用集積等促進計画(案)」をご覧ください。

はじめに、議事参与にかかる案件である、44番から46番について御説明いたします。

今回は、従前の「農用地利用権設定」による農地の貸借期間が満了したことに伴いまして、農地中間管理事業による貸借手続きへの移行を行うことによるものでございます。

農地所有者は宮代町内にお住まいの方です。貸借の対象となる農地は■■■、■■■、■■■地内の田3筆で、合計面積が1,622㎡、農地を借り受ける耕作者は、■■■■■■■■■■となっております。土地の利用目的は水田利用(水稻作付)で、貸借期間は令和8年5月1日から令和14年4月30日までの「6年間」となっております。

議事参与に係る説明は以上となります。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、この件について御審議願います。

この件に関しまして、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)」のとおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それではこの件については原案の通り「承認」することとし、町へ回答することといたします。それでは、■■■委員お戻りください。

《■■■委員 入室》

(会長)

議事参与の制限に該当する案件は以上となります。それではそのほかの案件について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、御説明いたします。議事参与により退席された委員の方がいらっしゃいましたので、今一度ご説明いたします。

本議案は、宮代町が農地中間管理機構へ提出いたします、別紙「農用地利用集積等促進計画（案）」に対しまして、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を聴くものとされておりますことから、意見を求めるものでございます。

それではご説明いたします。

お手元の議案書の「農用地利用集積等促進計画（案）」をご覧ください。

今回の促進計画（案）でございますが、まず、1番から6番につきましては、左側から順番に「農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う者」、すなわち農地所有者が全体で3人、「権利の設定を行う土地」、すなわち貸借の対象となる農地は■■■■の■■■地内の田及び■■■地内の田で、筆数が全体で6筆、合計面積が5,813㎡、「農地中間管理機構から使用貸借権の設定を受ける者」、すなわち農地を借り受ける耕作者は「■■■」地区の方です。土地の利用目的は「水田利用（水稲作付）」で、貸借期間は令和8年5月1日から令和14年4月30日までの「6年間」となっています。

次に、7番から12番につきましては、農地の所有者が全体で4人、貸借の対象となる農地は■■■地内の畑で、筆数が全体で6筆、合計面積が4,247㎡、農地を借り受ける耕作者は「■■■」地区の方です。土地の利用目的は「普通畑利用（麦作付）」で、貸借期間は令和8年5月1日から令和14年4月30日までの「6年間」となっています。

次に、13番から19番につきましては、農地の所有者が全体で3人、貸借の対象となる農地は、■■■■■■■■■■地内及び■■■■■地内、■■■■■■■■■■

■地内ならびに■■■■■■■■地内の田で、筆数が全体で7筆、合計面積が8,907 m²、農地を借り受ける耕作者は、■■■■にお住いの方です。土地の利用目的は「水田利用（水稲作付）」で、貸借期間は令和8年5月1日から令和14年4月30日までの「6年間」となっています。なお、15番及び16番の農地のみ、賃貸借となっております。

次に、20番から43番及び47番から159番までにつきましては、従前の「農用地利用権設定」による農地の貸借期間が満了したことに伴いまして、農地中間管理事業による貸借手続きへの移行を行うことによるものでございます。

農地所有者は全体で60人、貸借の対象となる農地は、■■■、■■■、■■■、■■■、■■■、■■■■■■■■、■■■地内の田と畑で、全体で筆数が140筆、合計面積が143,601 m²、農地を借り受ける耕作者は、■■■■■■■■■となっております。土地の利用目的は「田」においては「水田利用（水稲作付）」、「畑」においては「普通畑利用（野菜作付）」で、貸借期間は令和8年5月1日から令和14年4月30日までの「6年間」となっています。なお、114番の農地（畑）のみ賃貸借となっております。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

まず、本日の農業委員会総会で農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を決定していただいたのち、農業委員会から町に提出された意見書に基づき、町は農地中間管理機構に対し「農用地利用集積等促進計画に係る意見書」を提出します。

次に、農地中間管理機構において「農用地利用集積等促進計画」が定められたのち、埼玉県に対し承認申請が行われます。

最後に、埼玉県においては、農用地利用集積等促進計画の公告・縦覧が行われ、その後、認可されることとなっております。

これらが順調に済みますと、令和8年4月30日付けで認可される運びとなります。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

（会長）

それでは、借受人ごとに審議に諮ります。まず、1番から6番の案件について御審議願います。

この件に関しまして、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)」のとおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それではこの件については原案の通り「承認」することとし、町へ回答することといたします。

続きまして、7番から12番の案件についてご審議願います。

この件に関しまして、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)」のとおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それではこの件については原案の通り「承認」することといたします。

続きまして、13番から19番の案件についてご審議願います。

(■番 ■■委員)

借受人についてお聞きしますが、何の作業をされている方でしょうか。

(事務局)

この方は、住まいは■■■ですが、宮代町内に拠点を置き、別の仕事を行いながら付近の田で耕作を行っている方です。今後、耕作面積を拡大していきたいという意向があり、借受人となっております。

(■番 ■■委員)

わかりました。

(会長)

それでは、この件に関しまして、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)」のとおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それではこの件については原案の通り「承認」することといたします。

続きまして、20番から43番及び47番から159番の案件についてご審議願います。

それでは、この件に関しまして、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）」のとおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それではこの件については原案の通り「承認」することといたします。

続きまして、報告事項について、事務局説明願います。

(事務局)

今回の報告事項について御説明させていただきます。今月は各種届出の締め日が2月10日となっております。4条届出が1件、5条届出が2件ございましたことをご報告いたします。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告につきましては、宮代町農業委員会会長専決規定に基づく、専決事項であります。

このことから質疑等については割愛させていただきます。

以上をもちまして、令和8年第2回農業委員会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

それでは事務局、事務連絡をお願いします。

閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和8年3月25日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____